

# 令和4年第3回芸西村議会「定例会」議事日程

令和4年9月14日

日程第1 一般質問

招 集 年 月 日            令 和 4 年 9 月 1 4 日

招 集 の 場 所            芸 西 村 役 場 議 場

開 会 時 間            午 前 9 時 0 0 分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	岡 村 星 弥	○	2	堀 川 友 久	○	3	坂 本 史	○
4	山 本 俊 二	○	5	濱 田 圭 介	○	6	安 岡 公 子	○
7	西 笛 千 代 子	○	8	仙 頭 一 貴	○	9	小 松 康 人	○
10	岡 村 俊 彰	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	溝 渕 孝	副 村 長	池 本 尚 彦	教 育 長	池 田 美 延
監 査 委 員	池 田 廣	総 務 課 長	松 本 巧	健 康 福 祉 課 長	都 築 仁
産 業 振 興 課 長	吉 永 卓 史	土 木 環 境 課 長	山 本 裕 崇	企 画 振 興 課 長	池 田 加 奈
総 務 課 長 補 佐	池 田 豪	健 康 福 祉 課 長 補 佐	荒 井 祐 輔	健 康 福 祉 課 長 補 佐	常 光 紘 正
産 業 振 興 課 長 補 佐	長 崎 寛 司	土 木 環 境 課 長 補 佐	山 崎 純 裕	企 画 振 興 課 長 補 佐	岡 村 公 順
教 育 委 員 会 課 長 補 佐	岡 村 ま き み				

職務として出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	藤 川 薫
-------------	-------

## 【議事の経過】

令和4年9月14日（水）

[9:00 開会]

### 《開会》

#### ○ 岡村 俊彰 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和4年第3回芸西村議会定例会第2日を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 《日程第1》

#### ○ 岡村 俊彰 議長

日程第1、一般質問を行います。届け出順に、順次発言を許します。

4番山本俊二君。

#### ○ 山本 俊二 議員

おはようございます。4番山本です。通告書に従いまして、一般質問させていただきます。

コロナ第7波、そしてロシアのウクライナ侵攻・円安などにより、農業をはじめ全ての業種において深刻な所得の減少の長期化が現実としてあります。

本年度、特に農業では、販売額の下落に加え、肥料を含め全ての生産資材のパンニック的高騰、人材費の上昇などで、いわば危険な状態にあります。肥料については、国の補助金により条件はありますが、2008年と同様にコスト上昇分の7割が補填されますが、肥料だけではないんです。生産資材全体、出荷包装資材までが上昇しています。園芸作物の販売額の下落については、市場原理がありますが、現在の日本では農家が生産資材の値上がり分を販売価格に転嫁できない実態にあります。

芸西村として、支援できることを考えているか、または検討をしていることがあるのかお伺いいたします。

#### ○ 岡村 俊彰 議長

吉永産業振興課長。

#### ○ 吉永 卓史 産業振興課長

おはようございます。山本議員のご質問に担当課からご説明させていただきます。業種にもよりますが、新型コロナウイルスの発生から感染拡大の影響により、売り上げが減少している事業者があることは承知しております。また、原油価格の高騰や今年に入りまして、円安やロシアのウクライナ侵攻などにより世界情勢の大きな変動があり、国として資材の調達が困難な状況に陥るなど物価の上昇により経費が増加していることは、関係機関や各事業者などの意見などにより把握しております。

サービス業や小売業、加工業、飲食業など材料や物品を仕入れて販売する業態では、調達の費用が増加し販売に苦慮しているものと思います。また、農業や漁業でも、原油や資材の高騰により生産経費が増大しており、物価上昇前に購入できる資材は確保するなど工夫を凝らして、経営をしていると聞いております。

一方、販売に関しましては、再び新型コロナウイルス感染症が拡大し、県内でも感染者数が過去最高を記録する状況にありましたが、高知県では経済を回すことも重要視しており、外出制限や休業要請、時短営業の要請など行動の制限を伴うものとはなっておらず、売り上げが大きく落ち込む状況になっていないと思われれます。

産業の支援でいえば、新型コロナウイルス感染拡大に起因した売り上げの減少があった事業者には、事業継続のための持続化給付金、休業要請協力金、時短要請対応臨時給付金、コロナ感染対策補助金などをこれまで行ってまいりました。また今年度は、観光需要喚起策として観光活性化支援事業に取り組んでおり、物価高騰に対する支援としております。

しかしながら、農業分野では、コロナ感染拡大の影響を受け外食産業の需要の回復が鈍いことや、好天に恵まれて青果物の供給が安定していることなどで、今年度の野菜価格は大きく低迷しており、今年度は特に農業経営がひっ迫している状況と聞いております。

農業資材の中でも、とりわけ肥料につきましては、必要不可欠な資材であり、多くは輸入に頼っており、ロシアや中国など調達困難国からの輸入が多くを占め、世界中で資源確保の競争が進むことで、物価の上昇を招いております。国としましては、資源の調達先の転換や多元化を進めつつ必要量を確保し、安定供給に努めているようです。村としては、単独で支援策を講じることは困難ですし、効果が薄いと考えておりましたので、国の支援を望んでおりましたが、8月に肥料高騰対策事業の発表がありました。

施設園芸が基幹産業である当村としましては、急激に高騰している肥料に対する支援の必要性は感じております。支援の方法等につきましてはいくつかあり、国の支援策を待つことなく独自で取り組む自治体もあるようですが、国の支援策では肥料価格の上昇分の7割を補填するなど一定示されましたし、県でも何らかの支援策があると考えておりますので、近隣の自治体の動向を伺いながら支援策を検討します。

また、その他の農業資材の高騰に対しても対策が遅れることのないよう情報を収集し、適切な対応を考えてまいります。

農産物の販売価格に関しては、議員のお考えのとおり、農業は市場により価格が決定される業態であり、生産に要した経費を販売価格に転嫁できないことは理解しております。需要と供給のバランスなど、さまざまな条件や要因により価格は変動しますので、今年度の販売単価は近年の平均販売価格を大きく下回る結果となっており、非常に残念に思っております。

村では、JAが主催する消費拡大連絡協議会に協力し農産物の消費活動や、産地の宣伝活動への支援、そのほか産業振興補助金で生産組織などによる販売促進活動の支援、幼稚園児とその親が農産物の収穫を通じて農業の魅力や村の農産物の認知度の向上を図る収穫体験事業など、すぐに大きな成果につながるものではないかもしれませんが、販売促進活動についても支援しております。

○ 岡村 俊彰 議長  
4番山本俊二君。

○ 山本 俊二 議員

再質問させていただきます。将来、農家が生産資材の上昇分を販売価格に転嫁できるようになるのは、時間がかかると思いますが、生産資材や人件費はすぐに上がります。しかも、今回の高騰はまだ上がると思われれます。そして、いつ収束するのか先が見えない状態です。

就農者がいなければ、芸西村の農業は維持できるのか、持続可能といえるのか。離農者がでてくると、村全体の衰退につながるのか心配でなりません。就農希望者や面積拡大される方は、大変不安だと思えます。村として早急な対策をとるべきではないでしょうか。

○ 岡村 俊彰 議長  
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

産業振興課から説明させていただきます。先ほども申し上げましたように、農産物は市場価格によるため、農家が販売価格を設定できませんので、価格に対する不安は常に付きまとうものではあります。農産物の価格の急激な低下に対応するために、野菜価格安定事業や、最近では収入保険制度などができております。議員もご存じと思いますが、農産物の販売価格が想定する相場を下回った場合には、差額分が補填される仕組みや売り上げに対する保険制度です。加入には、自己の資金を積み立てるため費用負担もありますが、国も助成しており、安定した収入を得られることとなります。

農業も一つの事業でありますので、経営の感覚を持ってリスク管理についてもどうするか考える必要があります。個々の農家がリスクに対してどう備えるか、難しいことではあります。それぞれの経営判断が求められてきているものと考えております。

○ 岡村 俊彰 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。山本議員からは、芸西村の産業への支援についてご質問をいただきました。おおむねは担当課長が答弁したとおりですが、私のほうからもご答弁をさせていただきます。

私から申し上げるまでもなく、本村の基幹産業は施設園芸であります。コロナ禍にあって、農業に限らず、原油や物価の高騰の影響を受けて、経営がひっ迫している事業者の方々の声があることは承知しております。

これは、村や県だけでなく日本全体を飲み込んだ世界情勢によるところでありまして、コロナ禍の収束が見通せない中、一自治体が自前の一般財源を使って疲弊する産業・経済に立ち向かうことは、到底不可能とってよく、国からはさまざまな形で、都道府県や市町村に対して交付金や給付金が支出をされてまいりました。こうしたものを原資といたしまして、本村ではこれまで事業者支援として売り上げが大きく減少した事業者に対しまして、事業継続のための持続化給付金やコロナ感染防止対策費用の助成、経営改善資金の利子補給などの支援を行っております。

また、原油や物価高騰対策の側面からは、経済活性化や事業者支援の一助として、コロナ臨時交付金を活用した地域振興券の発行をはじめとして、飲食店応援事業、観光活性化支援事業などの消費喚起策などを物価高騰対策として、これまで位置付けております。ただ、現在は、国全体の産業や経済活動が極端に停滞をする状況ですので、地域が本来の日常を取り戻すまでの道のりはまだまだ遠く、こうした取り組みだけでは、決して十分とは考えてはおりませんけれども、停滞に少しでもブレーキをかけて、何かしらの浮上のきっかけとなればと考えております。

一方で、農業や漁業などの一次産業は、議員からもご指摘がありましたように、生産に要した費用を販売価格に転嫁できないために、資材経費の上昇などの変化が起きるとたちまち所得に影響を及ぼすこととなります。そう考えますと、原油や資材高騰が起きているこの状況は、極めて厳しいものであると捉えておりまして、とりわけ肥料価格の上昇は農業者個人の経営努力では解決できず、看過できない問題だと認識しております。

また、令和4年度の園芸品の販売につきましては、要因はさまざまあるようですが、農産物の価格については、その時期だけで判断することは難しいかと思っておりますけれども、今年度の販売価格は大きく下回っている一方で、2年前には新型コロナが発生していたにもかかわらず、高い値を示していたと記憶しております。

環境制御技術の普及などが実を結びまして、出荷量そのものは向上しておりますので、品質や収穫量が向上する取り組みなどの支援も合わせまして、状況に合わせた対策を講じる必要があると考えております。

生産資材の高騰は、今のところ収まる気配もありませんが、国や県が打ち出す支援策なども積極的に活用することを基本に、村としても適切な方法で支援をし、産地の維持につなげていきたいと考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長  
4番山本俊二君。

○ 山本 俊二 議員

4番山本です。再々質問させていただきます。SDGsよく耳にします。持続可能な開発目標ですが、その17の目標の中に、2030年までに小規模の食料生産者、特に女性、先住民、家族農家、牧畜や漁業をしている人々の生産性と収入を倍にするという達成目標、そして食料の価格が極端に上がったり下がったりしてしまわないように、市場（マーケット）がきちんと機能するように、などの現実のための方法も示してあります。

また、農村基本法では基本理念で示す、「食料の安定供給の確保」「多面的機能の発揮」「農業の持続的な発展」「農村の振興」が絵に描いた餅とならないように、国に向けて声を上げていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 岡村 俊彰 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

山本議員からは再々質問、質問ということではなかったかとは思いますが、私の方から答弁をさせていただきます。議員ご承知のように、資源の乏しい日本経済は、特に世界情勢の変化を受けた場合に、容易に大きな変動が起きてしまいます。原油をはじめ農業資材においてもビニールやプラスチックなど石油を原料とした製品が多く使用されておりますので、木材や金属も、海外からまた調達されているものも多くございます。

ゆえに、原油や資材高騰の問題は、一自治体の力で解決できるものではなく、日本全体で取り組むべき重要課題であるといえます。議員ご指摘の「国民への食料の安定供給」、それから「国内の農業生産の増大」などの実現に向けまして、取り組むべき内容には「食料自給率の向上」も上げられ、解決すべき課題の一つであると認識をしております。

自由な競争の原理が働く資本主義経済におきまして、多くの資源を海外に頼らざるを得ない現状の中で、国内の農業者が願うような生産経費を販売価格に転嫁できる制度の高い仕組みを構築することは、なかなか容易ではないと思っておりますけれども、他の自治体や県などとともに、あらゆる機会を通じまして、実情を訴え、働きかけてまいりたいと考えております。ありがとうございました。

○ 岡村 俊彰 議長  
1 番岡村星弥君。

○ 岡村 星弥 議員

おはようございます。1 番岡村星弥です。通告書に従いまして、一般質問をします。当村の歩道、通学路への街灯増設について。近年、健康志向が高まり、夕方以降、多くの村民が歩いています。また、夜遅く仕事や学校から帰宅する村民もいます。夜間の犯罪や事故を未然に防止し、安心安全な村づくりのためにも街灯を増設すべきではないでしょうか。

今後の街灯設置予定や設置予定地、台数の計画はありますでしょうか。また、該当設置に伴い周辺環境やその方々への配慮も必要であるため、具体的対策をどう講じていくお考えはあるのでしょうか。

当村の商工業について。既存商工業の発展や新たな商工業を誕生させるため、基本的な支援、具体的施策をどう考えているのか、以上質問になります。

○ 岡村 俊彰 議長  
松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

おはようございます。岡村議員の街灯増設のご質問に対しまして、担当課から街灯の現状や取り組みについてご説明をさせていただきます。

村内では、主要な村道などに約 350 基の街灯が設置されております。また、以前は水銀灯や蛍光灯の街灯でしたが、平成 24 年度以降、順次 LED 照明への交換を進めることで明るさの確保と安全性向上の取り組みを進めており、現在は村内のほぼ全域で LED 照明となっております。

街灯増設に関するご要望や議会でのご質問につきましては、これまでも数多くいただいております、住民の皆さまにとりまして日常生活に関連した身近な問題でもありますので、多くの方が関心をお持ちの要望事項であると認識をしております。

現状の取り組みについてですが、学校関連の設置要望につきましては、芸西村保幼小中 P T A 連絡協議会におきまして、カーブミラーやガードパイプの設置要望に合わせまして通学時の安全対策として個別に設置箇所の要望をいただいております。また、各地区からの要望につきましても、同様に各地区で取りまとめをしていただいた上で、部落長会の開催時や個別にも要望を受け付けております。

以上のような状況でございますので、村として設置予定地の選定や計画的な増設を進めているというよりは、住民からご要望をいただいた場所を基本として必要性、緊急性の高い場所を選定の上、予算の範囲内で設置をしているのが現状であります。

近年は、停電時におきましても、照明機能を確保するためにバッテリー付きのLED照明を整備しており、費用的にも高額となることから、予算も令和3年度から増額をしております。

また、周辺環境への配慮につきましては、ビニールハウスの近くでは灯りに集まる害虫による農作物への被害や、近隣住宅への影響などの理由によりまして、周囲の同意が得られず設置ができない場合もありますので、全ての地域でご要望にお応えができるというわけではありませんが、要望箇所の中で周囲の同意が得られた箇所について新設を行っております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長  
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

岡村議員の商工業についての質問に産業振興課から取り組みについて説明させていただきます。

村の支援としまして、仕入れ調達などには欠かせない融資などに対する利子補給を行っております。小規模事業者経営改善資金の利子補給であり、融資の貸し付けから5年間上限を設けて補助金として支援しております。

また、商工業者への直接的な支援ではありませんが、商工会への協力、連携があります。商工会は、小規模事業者などに対する支援業務を主に行っており、専門的な知識や情報により経営の指導や助言、相談窓口となり商工業者を支え、地域になくしてはならない組織です。最近では、新たに起業を考えている方の相談を受けたり、事業主の高齢化の問題や事業承継の相談窓口を受けており、商工会は地域の商工業者に寄り添う活動を行っており、村は取り組みを支援しております。

商工会では、補助制度の情報も有しており、国の制度では販路開拓のための小規模事業者持続化補助、業務の効率化を目指し、ITツール導入のための補助、モノづくりのための補助支援などがあります。

県の制度では、商店街の活性化や空き店舗対策、災害に備えるためのBCP作成業務などの補助支援があります。全ての制度が村内の事業者には適合するとは考えておりませんが、可能な限り制度を活用して事業の発展に役立ててもらいたいと考えております。間接的な取り組みが多くはなりますが、商工の振興に寄与するものと考え、商工業者の支援としております。

そのほか、新型コロナウイルス感染症関連で申しますと、新型コロナウイルス感染症臨時交付金を活用し、感染拡大により影響を受けた事業者への対策として、令和2年度には村内の宿泊事業者とゴルフ場事業者の集客を目的に、利用者に対し1000円の割引を適用する観光活性化支援事業を宿泊利用者2万770人、ゴルフ場利用者1万7000人を対象に行っております。ほかにも、休業要請に応じられた飲食事業者への協力金、売り上げが大きく低下した事業者に対し持続化給付金などを行っております。

令和3年度には、村内に事業所や店舗を持つ事業者を対象にコロナウイルス感染症対策の補助金を、行動制限のために県が発した営業時間短縮要請の影響を受けた事業者に対しては、時短要請対応臨時給付金を交付し事業の継続支援を行っております。

本年度は、令和2年度に実施しました観光活性化支援事業が、集客に効果的で、今後の集客にも期待ができると考え、観光需要の喚起策として再度、宿泊事業者とゴルフ場事業者を支援する観光活性化支援事業に取り組むこととしており、宿泊利用者は1万2000人、ゴルフ場利用者は1万人を対象に9月1日から事業を開始しております。他のクーポンや割引の適用を可能としており、多くの方に訪れていただきたいと考えております。

産業振興課からは以上です。

○ 岡村 俊彰 議長  
池田企画振興課長。

○ 池田 加奈 企画振興課長

おはようございます。岡村議員の商工業の発展等に関するご質問について、私のほうから企画振興課において地域産業の振興を目的に実施している事業についてご説明をいたします。

まず、本年度より開始しました事業者支援事業です。こちらは、ふるさと納税制度の仕組みを活用して、村内に事業所等を設置し、起業や既存事業の拡大などに取り組む事業者に対して、補助金を交付し支援を行うものです。地域活性化や地場産業の振興を目的とした提案を公募し、採択を行った後、ふるさと納税ポータルサイトを通じて寄附を募ります。ふるさと納税の中でも、用途を明確にして寄附を募るふるさと納税型クラウドファンディングで補助金を確保するものです。現在、本年度の提案事業の採択を行っており10月には寄附の受け付けを開始する予定です。この事業の実施により、新産業の誕生や企業誘致、村内商工業の事業拡大につながるものと考えております。

次に、飲食店応援事業です。この事業は、コロナウイルス感染症拡大により売上げが減少している飲食事業者を応援し、消費の回復を支援するとともに、交流人口拡大と地域経済の活性化を図ることを目的として、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を活用し、令和2年度は3万人限定、昨年度は10万人、本年度は5万人限定で実施しております。利用しやすいよう、来店するだけで割引を行うクーポンレスとし、地域振興券や他の割引制度との併用も可能としております。

昨年度より、事業開始前後の来客データを収集し、比較分析しておりますが、事業開始により来客数が3倍に増加した飲食店もありました。飲食店にはリピーター増を意識してご参加いただいております。この事業により、地域経済が活性化し、本村の交流人口が拡大していくものと考えております。

最後に、こちらも本年度より開始しましたスポーツ合宿支援事業ですが、村内において合宿を実施する県内外及び国外のアマチュアスポーツ団体に、村内の宿泊施設の利用料1泊1人当たり1000円と、村内の一般貸切旅客自動車運送事業者の貸切バスを借り上げる場合1日当たり2万円、限度額10万円を助成するものです。事業開始以来、多くのお問い合わせをいただき、県内外の団体の方にご利用いただいております。宿泊施設だけでなく、村内の量販店や飲食店、黒潮カントリークラブや憩ヶ丘運動公園施設などの利用促進につながるものと考えています。

企画課からは以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

岡村星弥議員からは、街灯の増設と商工業についてご質問をいただきました。

街灯に関する現状につきましては担当課長の答弁のとおりですが、今後の取り組み方針について、若干私の方からお答えをさせていただきます。

街灯につきましては、生活に身近な問題でありますから、多くの方からご要望をいただく課題であります。ご要望されるそれぞれの方が日常生活されている場所や利用している道などへの設置要望となりますので、村内各所での広い範囲が対象となります。

そのため、設置箇所の選定にあたっては、各地区やPTA連絡協議会などからの要望や、議員の皆さまにおかれましては近隣住民の方などから街灯設置のご要望をお聞きすることがあるかと思っております。これに対しましては、個別に要望内容をお聞きした上で、現場の状況や周辺環境への影響なども確認の上、設置箇所を検討して、年間一定数の整備を進めていく現状の取り組みが、まずは基本になるものと考えております。

そのため、全てのご要望に対しましてお応えをして、全ての村民の皆さまにご満足いただくというようなことは、なかなか予算的にも難しく、加えまして一般的な土木工事などのように最終の整備完了といった完成した形がないだけに、なかなか困難だと言わざるを得ませんけれども、特に子どもたちが通園・通学で利用する道や危険性の高い場所などは、優先的に整備していくことが必要だと考えております。

次に、商工業についてのご質問ですが、基本的には、それぞれ担当課長がお答えしたとおりですが、私の方からも答弁をさせていただきます。

まず、自治体の産業構造ですが、地理的要件や歴史的な経緯などから大きく構成比率が変わり、それがそのまま地域の特色に結び付く形となっております。ちなみに本村の産業構造について、香南市から東洋町までの高知県東部の10市町村の就業人口での産業構造を比較しますと、本村は一次産業では1位、片や工業・

建設業などの二次産業では10位の最下位、それから、三次産業では9位となっておりまして、この数字だけでも一次産業が突出をしております。

統計によりますと、農業産出額は高知県内1位であり、耕地面積1アール当たりでも、1農家当たりでも、その数値は他の自治体と比較して突出して高く、県内でも有数の園芸産地であり、これが本村の特色であり、強みにもつながっているということが分かるかと思えます。

これは振り返りますと、昭和30年代から始まりました国の農業構造改善事業や、昭和40年代の県営の圃場整備事業などに一早く着手して、区画整備された農地を有効に利用して施設園芸により効率よく耕作が行えることで発展してきました本村の歴史的な経緯が大きいものと考えております。

これは、本村がその道を選んだというよりは、当時の国の背景として、戦後の日本が食糧増産、産業振興、戦災からの復旧を成し遂げて、必死に国力を回復しようとした国策が、まずは日本の農業の近代化であったという歴史的な要因が大きかったのではないかと認識をしているところであります。

結果として、本村では就業者比率が突出して、多くの村民が従事している農業への関心が自ずと高くなり、必然的に農業関連の支出が多くなっておりますが、これまで営々と築き上げてきた農業という村の強みにさらに磨きをかけることで、村全体の財政基盤が強化され、そのことが財源となって他の分野の政策の実現にもつながっていくように、これは努力を重ねてまいりたいと考えております。

一方で、議員からご指摘がありましたように、住民が日々生活を送る上では、各種量販店をはじめサービス業、また県内有数の大型ホテルやゴルフ場、それから地場産品直販所や飲食店、建設業など多種多様な業種の成り立ちによって村の経済圏、生活圏が形成をされておりますので、快適で豊かな暮らしをするために商工業の発展も必要不可欠であるということも承知をしておるところでございます。

近年、新型コロナウイルス感染症の発生や感染拡大のために、従来の生活様式の転換を強いられ、ビジネスの形態やライフスタイル、価値観まで大きく変貌しております。ウイズコロナの時代の中で、将来にわたって持続可能な社会にするためにも、農業振興に加えて産業やほかの分野の維持発展にも同然努力をしなければなりませんので、必要に応じて関係者と協議しながら効果的な支援策などにつなげてまいらねばなりません。新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中で、さまざまな影響を受けている事業者の皆さまには、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、経営安定に資する各種支援策の充実を図ってまいります。

また、これに加えまして、先ほど担当課長からも説明ありましたように、個人での起業だとか、経営規模などを拡大しやすいような環境を整備するために、本年度から村独自の新たな補助事業も開始をしております。こうして地域経済全体の好循環が図られるように、今後も時代に即した施策を検討してまいります。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長  
6番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

おはようございます。6番安岡公子です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

コロナ感染者への村独自の支援についてお聞きします。コロナ対応は県の管轄であるということを前提とした上で質問いたします。

一つは、村内のコロナ感染者への対応についてです。8月中旬頃よりコロナウイルスへの感染者は急拡大してきました。9月9日の村長の行政報告では、「芸西村においても8月だけで約200人の新規感染者の報告があり、全国的な傾向と照らし合わせれば、実態としてはさらに多くの感染者が存在するものと推測されます」とあります。この間、安芸福祉保健所管内の感染者も多かったし、保健所の対応能力を超えていたと思われれます。

そこでお聞きします。保健所から、村に対しては人数の連絡しかないと聞きますが、年齢別や、その他の連絡はないのでしょうか。感染者のとどまり先、つまり、入院とかホテルとか自宅などのとどまり先はつかめてなかったのでしょうか。その中に持病を持っている人や中等症の人はいたのか、いたとしたら入院できたのかもつかめなかったのでしょうか。とにかく、この8月からは、村民は多くの不安を抱えて過ごしてきています。村として、村民にどのような独自の支援をしてきたのか教えていただきたいと思えます。また、村

に直接相談してきた人もいたと聞きますが、その人数と相談及び対応の中身はどんなものだったか教えていただきたいです。そして、外国人労働者の方へのコロナ対策の周知、フォローはどこがどのようにしているかもお聞きしたいです。

次に、今後、村独自の支援体制は取れないかという質問です。この度、国は、コロナ患者の全数把握を見直すことになりました。また、療養期間や濃厚接触者の自宅待機期間も短くなります。村政報告では、対応の変更により、感染を野放図に広げてしまいかねない新たなリスクの発生への危惧、また、軽症であっても急激に重症化してしまうケースもある若年層や子どもへのきめ細かな対応の必要性などの問題点を捉えた上で、国に対して、有効な具体策の提示を求め、村民に対しては、今一度気を引き締めるよう求めています。そこで、村として独自に何かできないかをお聞きします。インターネット環境がない、スマホが使えない村民は、情報がない、情報にたどり着けなくて、自分がコロナ感染者になった時はどうしてよいのかという不安を抱えています。その不安を解消するために、村としての独自の手だてを求めています。

村民が困っていることへの対応としては、「感染しても慌てないマニュアルを作成して広報などで知らせてほしい」「感染したと思われる時、検査をしてくれる医療機関を知りたい」「自分で抗原検査キットを取り寄せて検査する方法を知りたい」、また「症状はないが自主的に検査したい時の検査場所と検査条件を知りたい」などを求めています。

実際に不安を抱えている人がいる中で、どうやったら助けを求めている人につながれるのかを実行してほしいのです。感染者や不安を持っている人と直接つながることができるよう、村独自の相談窓口をつくったりとか、村民の不安や困っていることに対応できる体制をつくることはできないでしょうか。例えば、広報のお知らせカレンダーの空欄に発熱外来や休日の相談先の連絡先を書くとか、村の相談窓口の連絡先を書くとかも一つの方法だと思うのですが、何かできないかをお尋ねします。

○ 岡村 俊彰 議長  
都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

おはようございます。安岡議員の質問にお答えしたいと思います。

感染者に対する村独自の支援についてですが、現状では感染者の情報は、クラスター事例や村での見守りが必要な方など、特別な事情がある場合を除き、人数のみ村へ開示されている状況ですので、感染者に対する個別支援ということでは、県または保健所が主体となり対応していただいていると認識はしております。

感染症対策については、村の場合、安芸福祉保健所の管轄となるため、現在行っている支援について問い合わせさせていただきましたので、一部紹介させていただきます。

新型コロナウイルス感染症については、基本は入院等により隔離するということですが、現状では感染者の増加により入院ができない現状ですので、陽性が確認されたら、重症や医療措置が必要な方以外の軽症の方については、発症した日の翌日から以前は10日間でしたが、9月7日からは7日間となっておりますが、この期間について外出自粛、自宅療養をお願いしているそうです。

この間、1日1回の専用アプリか電話による病状確認や、病状が悪化した場合などの専用ダイヤルのご案内、また独居の高齢者などで周りに親類等がなく、買い物などの支援が受けられない場合には、食料など生活支援物資の配送などを行っているということです。また、必要な方へは体温計やパルスオキシメーターの貸し出しも行われているそうです。

ただ、村として何もしていないということではなく、これまで、県のコロナ相談窓口や家庭内で感染者出た場合の対応などについては、チラシ等で広報を行ってまいりました。

また、発熱などによる電話相談についても、その都度、検査協力医療機関のご案内などは行っておりますし、件数や細かい内容はこの場ではちょっと申しませんが、感染者本人から個別に相談があった際には、周りに支援者がなく、自力で食料などの調達ができないなど、緊急かつ早急に対応が必要な場合に限り、村の災害支援物資等の配布を行う場合もあります。

ただ、外国人労働者への対策につきましては、県のホームページでは、多言語に対応した情報が掲載されておりますので、村独自での対応は、現在のところ特には行っておりません。

それと、不安を抱える住民の皆さまへの今後の独自支援につきましては、先ほどの答弁とも重複しますが、

県のコロナ相談ダイヤルの周知や検査協力医療機関の周知、また村としては、今後も希望する方へのワクチン接種を進めていくことではないかと考えます。

また、感染した場合のマニュアルの作成や検査協力医療機関や抗原検査キットの取り寄せ方法などの情報については、これまで新聞や県等がホームページに掲載しておりましたので、村独自に広報とかはしておりませんでした。ただ、議員のほうからは村として取り組んでもらいたいということで、何点かご提案もいただいておりますので、今後村としてできること、そして県が行うべきことがあると思いますので、そのあたりを村としても住民の皆さまにも分かりやすくお知らせできれば、こういった不安の解消につながるのではないかとこのように考えております。以上になります。

○ 岡村 俊彰 議長  
6番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

ありがとうございます。今後の支援体制の件で再質問いたします。今後、全数把握しない方向とか、療養期間の短縮によって、もっともっと蔓延し、保健所の対応が追い付かなくなってくることも予想されます。そうすると軽症の人が急に具合が悪くなることなどもあり、不安は多くなると思われます。治療薬とか治療法がまだまだ確立されるまでの期間は、どれくらいかかるのか分からない状態です。村独自の相談窓口で村民とつながってほしいということは先ほど申し上げましたけれど、本当にスマートフォンもインターネットも使えない村民の患者をスムーズに誘導できるように、今後保健所が手一杯になった時に、村が何とか助けてくれるという安心を村民に与えてほしいという思いです。

そのために、今後、医療や保健所が緊迫してきた時に、例えば、村として抗原検査キットと解熱剤を確保して、要請があれば届ける体制は取れないでしょうか。また、在宅療養者への支援として、食料・日用品を届ける支援、特に自宅内感染を広げないために、今回も消毒液に困ったという人もおいでます。また、希望する人への体温計の配布とか、そして、保健所対応で間に合わない人へのパルスオキシメーターの貸し出しなどできないでしょうか。また、外国人労働者への情報提供ができるような仕組みづくりはできないでしょうか。そして、今後も感染が繰り返されることを見越して、安芸福祉保健所管内へ宿泊療養施設を開設していけるよう、県とか他の市町村、医師会などと連携して、安心の体制づくりはできないでしょうか。など、村として独自で、何かできないかを考えていってほしいのですが、この点どうお考えでしょうか。お聞かせください。

○ 岡村 俊彰 議長  
都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

安岡議員からの再質問にお答えしたいと思います。先ほどの答弁と重複する点がありますが、議員からは、村として取り組んでもらいたいということで、何点かご提案いただきました。内容については、既に県が取り組んでいる内容もありますが、そのあたりを県が行うべき支援、市町村が行うべき支援とか、住民の皆さまにも分かりやすくお知らせできれば、こういった不安の解消になると考えております。

その中で、村として支援できるところについては、県と重複しないよう調整を取りながら、支援体制を整えていけたらというふうに考えております。

なお、これまでと同様に、国・県からの情報につきましては、村の広報やホームページ等で、村民の皆さまへ順次、情報提供していきたいというふうに考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

安岡議員には、新型コロナウイルス感染者に対しての村独自の支援体制についてご質問をいただいております。

ます。内容的には、先ほど担当課長が申し上げたことが、おおむねそれが全体像ではございますが、議員からもご指摘ありましたように、議会冒頭でも申し上げましたが、本村において8月で約200人の新規感染者、そして、県全体では、確か、8月では連日千人を大きく超える感染者が報告をされておりましたので、そのほとんどの方が自宅での療養を余儀なくされていたことを考えますと、療養期間の10日間から考えれば、常時1万数千人規模の方が自宅療養となっていると報道をされておまして、大変多くの方が大きな不安を抱えて療養されているものと承知をしております。

安岡議員がご理解した上でとおっしゃられましたので、私のほうからあまり長くは申し上げませんが、課長のほうからもありましたが、法的には感染症対策は県に権限があつて、市町村は県の指導、指示に従って現在も対応を続けております。厳密に言えば、中核市であります高知市は、県の所管から切り離されて最終的な権限を持っているのは知事ではなく高知市長でありまして、そのため高知市では、市で独自に保健所を設置して、市職員を配置して市の判断で感染症対策を行っております。その他の市町村は、全て県の所管になりますので、県が安芸保健所だとか、中央東保健所などを設置しまして、各地に県職員を配置して、知事が最終的な権限を持って感染症対策を行っているとこういうのが現状でございます。

それから、現在、日々発表される市町村ごとの感染者数は、全数把握が行われている関係で、その都度保健所から、その日の発表分が何人で、性別とか年齢層ぐらいまでは連絡が入ります。最近では、それも入らなくなっております。実際には、それ以上の情報につきましては、確認も取らせていただきましたが、個人情報保護の観点、そして、県が所管する事業であるというふうな観点などから、それ以上の個別の情報は出していないというようなお答えでございましたので、高知市以外の市町村では、今、自治体内で誰が感染しているかといったような具体的な情報把握はできない状況になっております。こうしたことから、それぞれの自治体が県の所管とは別に独自に感染者を把握して、個別に支援していくということは想定されていないものであろうというように考えております。

また、議員からご指摘もありましたが、今、自分が感染していて不安があるというようなことを役場にお電話をくださる方も、確かにいらっしゃいます。また、役場も含めて、自分の感染を知られたくないと考えておられる方も多くいらっしゃるというのが現状でございます。その中で、安岡議員がご指摘のように、不安をもっておられる方に対して、では村としてどのようなお手伝いができるのかということになりますけれども、内容的には先ほど課長が説明しましたように、予防に関する啓発や周知、ワクチン接種に関する体制の整備、医療機関との調整などになってこよかなというように思っております。

合わせまして、家庭内で感染者が出た場合にどういった対応が必要なのか、自分も検査したいがどこに連絡すればよいかなど、さまざまな不安を持っておられることは、十分承知しておまして、これまで村でも行ってまいりますが、村としても引き続き必要な情報提供は積極的に行ってまいりたいと考えております。

また、議員ご指摘のようにパソコンやスマートフォンが使えない方や外国人労働者への周知などの課題も残っておりまして、なかなか簡単ではありませんが、県とも役割分担をしながら、村として積極的にできることは何なのかというところを錆び分けて行っていくことになろうかと思っております。

また、安芸管内への宿泊療養施設の開設についてのご要望も確かいただいたと思いますけれども、これにつきましては県の管轄になろうかと思いますが、県には確認をいたしました。当初は、宿泊療養施設についても県東部、県西部にも開設できるように調整をしていたようですが、まず手を挙げる施設がなかったこと、それから開設運営には医師・看護師をはじめ膨大なスタッフの確保が必要であることでもあり、医療機関や保健所でもスタッフが足りておらず、県外から派遣を受けている状況に今あるということで、開設はなかなか困難であるとの見方をしているとの回答でございます。

なお、これまでの感染者の発生状況においても、重篤になる恐れのある方と同居している方や一人で療養することが困難な方などについては、今の宿泊療養施設で療養が可能な状況であり、受け入れができない状況ではないとの回答も併せていただいておりますので、詳しくは担当課のほうに後ほどお問い合わせいただければいいのではないかと考えております。

いろいろとまとまりなく申し上げましたけれども、所管である県の考え方や他の自治体との取り組み状況については、これまで以上に情報収集に努めたいと考えます。また、議員が把握しておられる個別のケースなどがございましたら、ご本人の了解を得た上で、可能な限り個別相談などもさせていただきたいと思しますので、今後ともお力添えを賜ればと考えております。よろしくお願いたします。

○ 岡村 俊彰 議長  
6 番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

再々質問いたします。どうもご丁寧な説明ありがとうございました。本当にしつこいようですが、私が言いたいのは、本当に、村民の不安に寄り添う、そのところですよ。コロナの管轄は県であるが、保健所任せにならないように、役場と村民がつながりコロナを乗り切ることが本当に大切ではないかと考えています。

村民と役場はしっかりとつながり、その不安に寄り添う。保健所は遠いけれど役場は近い。距離の問題だけではなく、安心の近さとして、不安が少しでも解消されるよう保健所の手の届かないところを埋める村政であってほしいと考えます。村民に安心を与え、村民の命と安全を守る取り組みをお願いしたいと考えます。小さくても輝くむら芸西村は、小さいからこそ、村民一人一人につながりやすいし、安心の笑顔輝く村になってほしいと願ってやみません。

以上で、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○ 岡村 俊彰 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

安岡議員、再々質問ということではなかったですけども、最後に申し上げておきます。また 26 日から全数把握の状況などがいろいろ整備をされるということになってきますので、県のほうの、その保健所の対応などについては、現在、大変な状況になっているというところが幾分変わってきて、いろんなところへ力をまた割いていけるような形になっていければ望ましいというふうに考えております。

その中で、安岡議員がご懸念をされておりますような部分に光を当てて、県としてのやるべきところに、さらに県として強化をする。そして、それができてない部分で村としてプラスして何かができるのではないかと、こうしたことはまた県とも改めて協議もさせていただきたいと思っておりますので、どうかご理解をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長  
暫時、休憩します。

〔休憩 10 : 04〕

○ 岡村 俊彰 議長  
休憩前に引き続き、会議を開きます。  
5 番濱田圭介君。

〔再開 10 : 15〕

○ 濱田 圭介 議員

5 番の濱田圭介でございます。初めての質問で緊張はしておりますが、よろしく願いいたします。私からは、農業の労働力不足、村内に居住する外国人への日本語教室、この 2 点について質問させていただきます。

まず、農業の労働力不足ですが、少子高齢化社会といわれて久しいです。これにより、多くの産業、職種で人手不足に陥っております。中でも農業は、少子高齢化の影響を受けやすく、農業人口の減少や、農業者の高齢化、さらには後継者不足と新規就農者の減少も相まって、人手不足が一段と深刻さを増しており、当芸西村も例外ではございません。

村内では、家庭農業の形態が多く、機械化や情報通信技術いわゆる ICT を活用して、作業の効率化を図る農家も増えてはまいりましたが、やはり繁忙期の労働力確保には大変苦労していると聞いております。また、一部の農家では、外国人技能実習生や特定技能外国人の雇用で労働力不足を補っていると聞きますが、費用面や手続き面などを考慮しますと、誰でも簡単に手を出せるものではないと考えます。そこで、現在村が行っている労働力確保対策及び現状を踏まえた今後の対応をお聞きしたいと思います。

次に、村内に居住する外国人への日本語教室についてです。村内には、7 月末現在で約 100 名の外国人居

住者がおりますが、そのほとんどが外国人技能実習生及び特定技能外国人であると思われます。彼らが、村民で生活していく上で、地域の情報や住民とのコミュニケーションは大変重要であります。そこには言葉という大きな問題があります。もちろん一定の日本語力を身につけている方もいるとは聞いておりますが、日本語のスキルアップは、より楽しく充実した生活を送るためには必要なことと考えます。しかしながら、村内及び近隣には日本語教室などの施設はなく、またあったとしても相当の費用が掛かると思われ、彼らに勧めることにはならないでしょう。

さて、高知県国際交流協会では「日本語で日本語を教える日本語ボランティア」の研修を無料で行っております。これは、いわゆる日本語教室の先生ではなく、外国人の皆さんとコミュニケーションを図る中で、日本語を教えていくボランティアの育成だそうです。そこで、村民の皆さんが日本語ボランティアとなって、村が教える場を提供することができれば、原則無料の日本語教室が村内で可能になると私は考えますが、村の考えをお聞きしたいと思います。

○ 岡村 俊彰 議長  
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

濱田議員のご質問に、農業力不足について担当課からご説明させていただきます。

全国的にも農業者の高齢化、後継者不足により農業戸数が減少しており、芸西村も例外ではありませんので、担い手の確保・育成に取り組んでおります。家族経営主体の個人農家では、高齢化や後継者不在のために規模縮小や離農が進んでいますが、労働力が確保されれば、経営が継続できる可能性もあると思われます。

また、農業所得向上の手段の一つに、出荷量の増加が挙げられます。そのためには規模拡大も考えられますが、施設の整備とともにやはり労働力確保が不可欠です。労働力の不足は重要な課題ですが、求人の募集をしても応募がなかったり、要件に見合う人材がいらないなど確保には大変苦慮していると聞いております。

定植やビニール張りなど短時間で人手が必要な時期や、収穫量の多い繁忙期など短期間で労力が必要となれば、なおさら確保は難しいようで、農家同士で協力し合ったり、業者に依頼していることも聞いております。

雇用する上で村内の農家は、最低賃金を超える金額を提示し、通勤手当やボーナスを支給する農家もいると聞きます。勤務時間も働く側の都合に合わせて自由に設定し、病気や子どもの都合など用事がある際は、帰宅することを容認するなど、柔軟な考えを持ち、働きやすい環境づくりに努めているようです。

それでも日本人を雇うのは難しいため、近年では、外国人技能実習生を確保している事業者も増えてきているようです。各事業者が専門業者を通じて雇用しているため、どの事業者がどのような雇用をしているかなど村では把握できておりませんが、事業者がそれぞれ住居を構え、身の回りのお世話など生活の支援をしており、賃金のほかに専門業者に支払う費用や、住宅の整備の費用もあるため、日本人を雇用するよりも費用経費が掛かり容易ではないようです。

村の取り組む労働力確保対策としましては、以前よりJAと安芸市の三者で農作業支援を目的に、安芸地区無料職業紹介所協議会を設立し、地域の農業者の労働力確保に努めており、その活動は現在東洋町にまで広がっております。業務内容としましては、農業者に代わって求人募集や職を求める人の登録、紹介、相談など、農家と求職者の橋渡しをしております。農業に特化した専門的な助言ができるため、重宝して利用している農家もおります。また、短期的に職を探している方が登録し利用するなど、地域に眠っている人材の掘り起こしに役立っております。チラシを中心にホームページやSNSを駆使して宣伝・周知しており、労働力確保の手段の一つとなっております。

そのほかでは、担い手確保対策にはなりますが、国の制度である農の雇用などがあり、給料をもらいながら農業研修を受け、就農を目指すというもので、雇用主には賃金など経費に対する助成を受けることができます。

現状では、村に労働力確保に対し有効に作用する支援策などはありませんが、国などの制度の活用を希望する方がおれば、必要に応じて制度の周知や計画、申請など手続き業務をお手伝いするなどして支援をしたいと考えております。また、芸西村の確立された施設園芸の魅力と強みを発信するなどして、担い手と労働力の確保ができればと考えております。

続きまして、技能実習生等への日本語教室についてというご質問ですが、現在、農業分野での技能実習生が多くいらっしゃるようなので産業振興課から説明させていただきます。

近年、外国人技能実習制度を利用して、外国の方を雇用される事業者が増えてきているようです。実態については、村は詳細に把握はしておりませんが、芸西村は県内でも多くの外国の方が在留し、技能実習生として労働しているようです。制度を利用する際は、村の手続きを必要としましませんが、利用するために必要な書類として、農業経営証明の依頼があるため、村農業委員会の業務の一環で発行しておりますので、農業分野で外国人技能実習制度が多く利用されていることが分かります。

芸西村で農業に従事するために来た外国人は、今から19年ほど前、村内の農業法人が2人のモンゴル国籍の方を雇用したのが最初と伺っております。現在、技能実習の制度は、技能実習と特定技能の2つの制度があり、技能実習は技能の転移を通じた国際協力が目的であり、特定技能は人材確保が困難な産業分野で人手不足の解消を目的に2019年に創設された制度です。

村内では、多くの外国の方が制度により在留しており、3年から5年ほどの期間、生活していることが分かっております。技能実習生は、ある程度日本語に対する教育を受けた上で日本に来られているようですが、語学が堪能かどうかは人によりますし、土佐弁などの方言となると理解が難しいようです。雇用する側は、日本語をしゃべれる方を希望する事業者もいるようですが、徐々に日本語に慣れていくようなので、どちらかといえば、まじめに働いてくれそうか、信頼できる方かを気にしている様子です。

コミュニケーションをとるためには語学力は重要であり、日常会話ができれば、お互いの理解も早く、信頼関係を築くことも容易になると思われまます。生活する上で、雇用主のみならず地域の住民の方と接する機会もあるため、良好な関係を築くことは大切であると考えます。そうしたことでいうと、外国の方に日本語を学んでもらえる機会を設けることで、語学のほかに文化やその人の思いを理解し合う、よいきっかけができるのではと考えてます。

議員もご存じのように、県内でそうした取り組みをしている自治体があるか調べたところ、いくつかあるようです。趣旨や目的など取り組み方はさまざまですが、ボランティアの日本の方が、外国の方にやさしい日本語を教え、交流を通じて関係を深めるというもののようです。

高知県国際交流協会や高知県の協力を得て村と連携し、日本人ボランティアの方に日本語を教えるための「やさしい日本語を教えるための講座」を受講していただき、教える技術を身につけた後、参加を希望する外国の方を募り、日本語教室を開設するというのが大まかな流れになるようです。会場を、公共施設などの利用が可能であれば、費用はあまり掛からないと思われまますが、村内で協力していただけるボランティアの方を複数確保する必要があります。

日本語教室に取り組むためには、雇用主の考えや地域の方の意見、日本語を学びたいと願う外国の方や日本人ボランティアの協力があるかなど実態の把握をし、その後どのようにするか考えなければならぬと思います。

○ 岡村 俊彰 議長  
5番濱田圭介君。

○ 濱田 圭介 議員

前向きなご答弁ありがとうございました。今、課長がおっしゃられたようにですね、日本語教室の開催につきましては、実質無料での開催は可能かもしれませんが、さまざまな、これから課題がございます。そのあたりも我々と一緒にですね、解決しながら、ぜひ実施にもっていただけたらと思います。私も、日本語ボランティアの研修を受講したいと考えております。

それでは最後に、私の質問に対して村長のお考えをお聞きして、私の一切の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 岡村 俊彰 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

濱田議員からは農業の労働力不足と技能実習生等への日本語教室についてご質問をいただきました。課長答弁と重なるところがあることをお許しをいただきまして、その再質問にお答えを申し上げます。

まず、労働力の不足というのは、どの分野でも起きている共通の課題であるというように認識をしております。農業のほかにも介護や医療分野、建設業などの土木分野、サービス業なども含めまして、ハローワークの求人などを見ましても常に求人募集がされている状況でありますから、大変深刻な課題であると認識をしております。こうした状況から、近年では労働力確保のために各事業者が、外国人技能実習制度を活用している事案が多く見受けられて、村内でも外国人の方を見かける機会も大変多くなってまいりました。

議員のご指摘にもありましたように、なかなか労働力の確保の問題というのは、事業者の経営方針や働き方など個々の事業者の判断によることもそれぞれありますので、行政として一律に関与して問題を解決するという事は、なかなか難しい側面はあると思いますけれども、県内屈指の園芸産地であります本村の強み、そして魅力、こうしたものを十分に伝えるとともに、農業に対する良いイメージを持っていただけるような情報発信に努めてまいりたいというように考えております。

次に、技能実習生等への日本語教室についてですが、これも議員からもご指摘がありました、今し方、言いましたように、住民基本台帳に登録されている外国人は、どんどん増加を続けておりまして、10年前では4人でしたが、5年前では37人、この春3月末では88人が住民として登録をされておりまして、ベトナム、中国、そしてインドネシアの順となっております。

この10年間の間に急激に、こうして外国人の方が増えましたのは、外国人技能実習制度の活用が、その主な要因だと思われれます。こうした状況の中、議員が提案されました、日本語教室の取り組みというのは非常に意義があることだと思われれます。議員もおっしゃられましたように、外国人の方にとっては、日本語や地域のことを知ってもらうことができ、雇用主である事業者や地域住民にとっても、日常生活の支援の負担を軽減できる可能性もあります。また、外国の文化や風習、そして人となりを知ることができますので、お互いの不安を払拭することにもつながるのではないかと思います。

多くの外国人を住民として抱えている以上は、不便なく生活できる環境を整える必要性もございますし、意思疎通の不足による住民との無用なトラブルの発生を未然に避けることや、災害時の備えや避難の誘導などほかにも多くの課題を抱えております。

先ほどの課長の答弁にもありましたが、他の自治体では、外国人に対する差別や偏見を取り除くための人権的な視点での取り組みをやっているところ、そして外国人との交流を望む声に対する取り組み、あるいは学習として日常生活を教える取り組みなど、それぞれやっている自治体の考えは、それぞれ千差万別であるというように認識しておりますが、そうした他の先進地の自治体の例も参考にしながら取り組むことができればと思います。

しかしながら、まず、村ではそうしたニーズがあるかどうかも含めまして、実態の把握が十分にできてはおりませんので、ご指摘のような日本語教室を希望する方の声、また、ボランティアとして協力してくださる地域の方々の存在などを見極めた上で、検討してまいりたいと考えております。

また、議員からご紹介がありましたような高知県国際交流協会や高知県の文化国際課が行う制度でもありますので、実施の際には協力をご依頼し、アドバイスもいただいてまいりたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

8 番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

8 番仙頭です。通告書に従いまして、一般質問を行いたいと思います。初めてではありませんが、非常に緊張しておりますのでよろしくお願い致します。

まず最初に、コロナ対策についてお聞きします。役場庁内でのコロナウイルスが、クラスター、またもしくはそれに相当する感染、濃厚接触者が出ることも考えられます。先と同僚議員の質問にも、村長の行政報告にもありましたが、先月は当村は200人ほどの感染者が出ています。いつ、誰がコロナに感染してもおかしくない状況だといえます。そうなった場合に、役場庁内での公務が支障なく行える体制や計画があるのかをお聞きします。

次に、コロナ対策の事業全般についてお聞きします。当村が行うコロナウイルス対策は、私は村内業者優先で行うべきではないかと思っています。その理由としまして、具体的なことを言わせていただくと、先日コロナ対策事業として行われたふれあいセンターのエアコン入替工事は、村外業者も交えての入札が行われていたと聞きました。私は、これは非常にもったいないことだと感じました。村内業者優先で行えば、ふれあいセンターにコロナ対策のエアコンが付くことはもちろんのこと、村内業者が落札していた場合は村内業者にも仕事が入り、村には村内業者から税金が入ってくる。しかも、資金は国から出ているため、補助率など気にすることはありません。一つの事業で、二度、三度おいしい事業効果があるのではないかというふうに思ったからです。こういうことからコロナウイルス対策事業は、村内業者優先で物品の購入や工事は行うべきだと私は思いますが、村長のお考えをお聞きします。

次に、生活支援地域振興券のことについてお聞きします。これは、今回が三度目の実施だと思いますが、村民1人に1万円の生活支援地域振興券を配布していますが、その成果をどのようにお考えになっているかをお聞きします。

次に、排水ポンプ場、排水機場のことについてお聞きします。8月の臨時議会で、千原排水機場の3号ポンプの分解整備の工事契約が行われました。5000万を超える金額での随意契約だったので、すごく驚いたのですが、再度契約の内容と経緯の説明をお願いします。また、排水機場の維持管理の計画があれば併せてお願いいたします。

次に、入札についてお聞きします。当村では、今もそうですが、多くの入札が行われています。その中で、その事業の中で、最低制限価格が有るものと無いものがあります。その違いや、そのほか入札に関して基準があるのであれば、その説明をお願いします。

次に、報告についてお聞きします。定例会・臨時会にかかわらず報告というものが、議案にはあります。内容はさまざまですが。前回の臨時会にも報告がありましたが、議場での課長の説明はありましたが、事前に議会のほうに内容の説明があってもよかったのではないかと私は思う内容でした。報告には、質疑もありませんし、議案精査の時点でもあがってきません。精査されません。村長もしばしば口にする言葉ですが、二元代表制は、執行部と議会は両輪の輪だというふうにおっしゃられることもあります。両輪の輪というのは、二つのうちどちらも除くことのできない密接な関係にあるものの例えというふうな意味のようですが、やはりどの議案に対しても、丁寧な説明をしていただきたいと思うんですが、村長のお考えをお聞きします。

○ 岡村 俊彰 議長  
松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

仙頭議員のご質問に対しまして、総務課に関連する項目についてお答えをさせていただきます。

まず、役場内でコロナの感染者が増加した場合の対応についてですが、コロナ感染症に限定した業務体制に関する計画等については、特に定めをしておりません。仮に、役場内で感染者が増加した場合には、その感染状況に応じて業務体制を整える必要があるものと考えております。これまでは発症から10日間、療養期間短縮後におきましても7日間が、自宅での療養期間とされておりますので、発症した場合にはその期間は出勤ができなくなります。

そのため、役場内で感染者が増加し、出勤できる職員が少なくなりますと、残された職員で業務にあたることとなりますが、出勤できない職員がどの部署で何人になるのか、また、日によって感染が確認された職員がいたり、あるいは出勤が再開できる職員がいたり、状況がその都度都度で変わってくるのが想定されますので、その時の状況に応じて業務の実施体制を決めていくことになるものと考えております。

感染者数の状況に応じて、一部の緊急性の低い業務は、業務を停止することや、電話対応のみを行うことなども検討する必要があります。また、さらに感染が広がり業務に従事できる職員がごく少数となった場合には、感染症への対応や、住基・戸籍等の窓口業務や収納業務、上下水道の維持管理といった住民生活に直結した基礎的な業務のみを行うことの検討も必要になるかと思われます。

現在、取り組みを行っている役場の機能を維持するための準備といたしましては、感染あるいは濃厚接触者となり自宅療養が必要となった場合におきましても、その期間中に体調等に特に問題がなければ、役場で用意しているリモートワーク用のパソコンを使って、庁内ネットワークに電話回線を通じて接続することで、

在宅で仕事ができるように機器の整備もできております。また、決裁や伝票処理等の事務処理の遅延を防ぐため、電子決裁システムの導入についても検討を行っております。

次に、コロナ対策事業は、村内事業者優先でいいのではないかとのご質問についてですが、コロナ対策事業に限らず村内業者において適切な業者選定や事業実施が見込まれる場合には、地元業者の育成や村内への経済効果のために、地元業者への発注ができるような業者選定等を行っているところであります。

ご質問にありますコロナ対策事業でも、さまざまな事業や物品の購入などを行っておりますので、発注にあたっては、取り扱いのある村内事業者の数や業務内容、あるいは緊急性のある場合は完成期限なども考慮した上で、適正な競争性を持った発注手続きを行う必要があります。その条件を満たす内容でありましたら、村内事業者が入札に参加できる方法を検討しておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、入札について最低制限価格に関するご質問ですが、まず、設定されている経緯についてご説明をさせていただきます。工事等におきまして、不当に安い価格での受注は、工事の手抜き等を招き品質の低下が懸念されます。またその場合、下請け業者へのしわ寄せや、従事する者の賃金低下、労働条件の悪化や安全対策の不徹底等を招くことから、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」におきまして、不当廉売いわゆるダンピング受注の防止が明記されております。また、国土交通省からは、最低制限価格制度の適切な活用の徹底により、ダンピング受注の排除を図るよう要請をされているところであります。そのため、芸西村におきましても、工事に関しましては平成26年度より設定をしているところであります。芸西村での運用につきましては、設計金額により一定の基準額を設けた上で、最低制限価格の設定を行っておりますので、その金額によって設定がある場合とない場合があります。

次に、議会での報告に関するご質問についてですが、定例会では、議会への提案後の議案精査におきまして議案、報告案件に関するご質問を受ける機会がございますので、その時にご説明をさせていただいているところであります。また、重要な案件につきましては、議場で説明を尽くせない場合など、事前に執行部側より説明する時間を頂く場合もあります。8月臨時会につきましては、村議選後、最初の組織議会ということで、事前説明の時間や、その後の採決までの間の議案精査という機会もなかったことから、報告事項について十分説明をすることができなかつた点につきましてはお詫びを申し上げます。

今後の対応についてですが、議会の運営方法につきましては、議会と執行部の双方で協議を行いまして、よりよい議会運営ができるよう改善していくことが望ましいと思っておりますので、例えば臨時会におきましても、事前に詳しい議案の説明が必要な案件がある場合には、議会からも要望を上げていただき、内容を精査する機会を設けることなども考えられるのではないかと思います。また、執行部としましても、議場での説明では細部まで詳しくできないこともありますので、事前の説明などで議員の皆さまにも内容が十分ご理解いただけるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長  
都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

健康福祉課から、生活支援地域振興券についてお答えさせていただきます。本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和2年、令和3年、令和4年の3カ年にわたり実施をしてきております。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う住民の生活支援と地域経済の活性化を目的として、芸西村内の商店等で期間を限定して使用できる生活支援地域振興券を1人1万円交付しております。利用率といたしましては、2年度が98.8%、3年度が99%と大勢の皆さまにご利用いただいております。

成果をどう考えるかでございますが、感染拡大により、さまざまな業種や社会経済に影響が出ておりますので、生活支援という形と村内事業者への支援ということを考えた場合、地域限定で使える商品券がよいのではということで事業を行っております。金額につきましても、いろいろなご意見もあろうかと思いますが、全ての住民の皆さまへ、公平にとということで1万円とさせていただいております。

まだまだ、コロナ前の状況に戻るには時間が必要かと思っておりますが、少額ではあります、住民の皆さまの支援になったのではと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長  
山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

土木環境課からは、排水ポンプ場について、随意契約の再度の説明についてお答えします。今回の契約は、数年前から県と協議を行いまして、長寿命化を目的に、建設から 30 年を越える和食排水機場のポンプ場で、交換が必要な部品の改修を行うものです。

現在設置しているような規模の大きなポンプ設備は、機器の構造がポンプメーカーごとに違いがあり、独自の技術や手法で製造されております。今回改修する機器類が、今回改修しない設備と一体のシステムで機能させなければならず、既存のポンプのメーカーでなければ施工ができないと考えております。

仮に、他社が本工事を施工しまして、独自の技術・手法で製造された本ポンプに不具合が生じた場合に、修繕や復旧が見込めなくなる恐れがあります。工事完了後にポンプが故障した場合に、復旧や修理の責任が不明確にならないように随意契約としたものです。

今後のメンテナンスの予定でございますが、今年度以降ナンバー 2 ポンプの解体整備工事を予定しております。以上になります。

○ 岡村 俊彰 議長  
8 番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

8 番仙頭です。再質問させていただきます。答弁ありがとうございました。庁舎内のことですが、課長のお答えは、柔軟な対応をケースバイケースでやっていくというふうなお答えだったというふうに、感染状況に合わせてやっていくというような答えだったと思います。答弁にもありましたように、何を具体的に減らしていくか、そういうことを基本的な部分は、公務の優先順位ということは、やはり決めておく必要があるべきだと思います。やはり、1 階の課と 2 階ではまた対応も違うと思いますし、また教育委員会においても、別庁舎になりますので、また対応の仕方というのは違うと思うんです。それを感染状況に合わせて対応することというのは大切なことだと思いますが、やはりそういった基本的な部分というのは、決めておいたほうが全体的にしても潤滑に業務が回るのではないかとこのように思いました。あとは、一番大事なことは、皆さんが無理をしないことだと思いますので、はい。

次に、コロナウイルス対策事業についてですが、村内優先で考えていただいているということで、それはそれでよかったです。ただ、さっきちょっと僕が例に出させていただいた事業は、村外業者の方が落札されたものが、まだ完成、唯一していないので、ちょっと気になった部分もありまして、緊急性という部分に関しては当てはまるのかなという、ちょっと疑問があります。

生活支援地域振興券の件ですが、これちょっとホームページのほうにも載ってましたので、見させていただいたんですが、目的や効果、交付金を充当する経費の内容など載ってまして、効果という部分に地域振興券の活用により、村民の方々の家計負担を軽減することができたというふうな評価が書いてありました。確かに、平等にこういう振興券を配布するということは、それもそれでありだとは思いますが、やはり職種に応じては、同じ商品券であってもプレミアム商品券といった限定したものを出してもいいのではないかなと。これは振興券、この前年度の内容は、3673 万円の事業で、振興券自体は 3500 万円、商工会の委託費が 43 万円、書留送料が 75 万 8000 円、事務費が 53 万 7000 円となっています。僕は、この 3673 万円があれば、もっと別のコロナ対策として事業ができるのではないかとこのように思ったのですが、書留送料などが 75 万 8000 円郵便料が掛かっている。ちょっとそれには驚いたんですけど、同じように、振興券を送った時に、プレミアム商品券の引換券というか、購入券みたいなのを付けて送れば、その分の経費も削減されますし、実際、鹿児島県の大崎町という所で、当村と同じように町民の方に 1 人に 1 万円の商品券を配っている所があるんです。そこには、その通知の中に、商品券の中に、1 万円の商品券を 5 千円で、町民 1 人につき 1 枚の商品券購入引換券というものを送付して送っているそうです。上限と期日を切って、上限は 1 人 1 冊というふうな形でもやっているところもあります。同じ商品券という形ですけど、必要な人にはもっとお金を出してでも、そういうような経費削減や家計の負担に努めたいと思う方もいるでしょうから、ちょっと考えて

みてはどうでしょうか。

次に、排水機場のことでですけど、県と相談されて進めておられるという答弁でしたけれど、昨今行政に関わるということというのは、基本ユニバーサルデザインの考え方というのが中心になっているというふうに聞いています。これは、七つの基本を基にして、公平、自由、単純、明確、安全、体への負担の少なさ、空間性といったものが、七つの柱のようですが、その考え方からいくと、入れたもん勝ちやないですけど公平性には欠けると。30年たって見直す時点で、もとの時点で、随契ではなく、一般競争入札か指名入札を行ってから、その計画を進めていくべきではなかったかなというふうに思います。というのも、毎年のように線状降水帯や、毎年台風が来ます。排水機場が頼りということになっています。また、南海トラフ地震のような大きい災害が来た時に、県外のメーカーであれば早期の復旧というのは見込めないのではないのでしょうか。そういう面からも、仮に同じメーカーが携わっていたとしても、どこの業者でも、再起動なりメンテナンスをできるというふうな、にしておかなければ、結局あるだけで、肝心な時には使えないというふうになってしまうのではないのでしょうか。確かに、公共施設の長寿命化計画というのは大切だと思います。けど、今回のことは、簡単に言えばコストですわね。お金を取るか、村民の生命や財産を守るほうを取るかというふうな分け方も考え方もできます。確かに、金額の大きい、村単独ではできないような事業ですので、全体的なものを見ると。その辺も、先のことも考えて進めていっていただきたいと思います。

入札についてですが、僕もあんまり、正直なところ入札の業者でもありませんし、詳しくはないのですが、やはり村の予算の大きな部分を担っているものですので、一緒に勉強もさせていただきたいですし、健全な進め方という方もいいですか、なんか不備があったみたいで言い方悪いですけど、やっていっていただきたいというふうに思います。

それと最後に、報告についてですが、前回は議場での説明としては、すごく課長が丁寧に説明していただいたというふうには思っています。けど、意思の疎通ができないじゃないですか。報告に対して、我々がどういうふうに感じているかということも分かりませんし、それでよかったというふうに思われても、ちょっと困るような内容も、10人いますので、個人の考え方がありますからあると思います。それに、溝淵村長は溝淵村長の考え方やスタイルがあり、やっておられると思いますが、一応、前村長、先輩議員に聞いたところによると、井上村長や前村長も、報告あるいは難しい議題がある時には、村長と担当課長、副村長と一緒に説明に来ていただいたというふうに聞いています。両輪の輪というふうに言っていたらいいのであれば、村長のほうにもご出席していただいて、説明に加わっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○ 岡村 俊彰 議長  
松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

仙頭議員の再質問につきまして、総務課の所管する部分についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、庁舎のコロナが広がった時の対応について、減らす業務などを決めておくべきではないかというご質問についてですが、特にコロナに特化した計画は、答弁でも申し上げましたように計画は定めておりませんが、「芸西村業務継続計画災害時対応マニュアル」、これは大規模災害が起こった時の役場全体での業務への取り組み方を定めたものです。あるいは、国の「新型インフルエンザ等対応業務継続ガイドライン」などがありまして、それらも参考にしまして、再度どういう業務ができるのか、あるいはどの業務を残さなくてはいけないのかというふうなあたりは確認をしていきたいというふうに考えております。

次に、コロナ事業に関する業者の選定につきましてですが、これも答弁のとおり、基本的にはできるだけ村内業者の方が受注できるようなことは考えてはおりますが、どうしても業種によりましては指名業者が少ない場合がございます。財務規則におきまして、基本的には5社を指名した上で入札をするということになっておりまして、必ずしもこの基準が全ての入札においてクリアできているかというところではない部分もございますが、今回の発注につきましては、同じような内容の工事を数カ所で行うということで、村外の業者も指名に入れたという経過がございます。ただ、繰り返しになりますが、できる範囲では地元業者が参加できるような取り組みは進めていっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

あと、入札に関しましては、適正に進めていただきたいというご意見をいただきましたので、これまでも

同様ですが、公正で透明性のある入札を進めるようにしていきたいと考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長  
都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

健康福祉課からは、生活支援地域振興券のことで再度お答えしたいと思います。議員からは3600万円あれば、ほかにも事業ができたのではないかとというようなご質問だと思いますが、先ほどとも重複しますが、地域限定の商品券については、村内での消費につながるため、事業者支援として、村民の皆さまにとっては、コロナ禍で影響を受けてない方はいないと思いますので、満遍なく支援できるという思いで事業を実施しております。

議員の言われておりましたプレミアム商品券につきましても、検討はしたところなんですけれども、以前にやった時の利用率のこともありまして、今回は商品券という形で郵送で送らせていただくという形をとっております。

その他の事業としまして、本年度でいえば、かっぱ市や集落活動センター、ふれあいセンターの感染対策のためのエアコンの改修であるとか、学校給食費の負担軽減なども予定しておりますので、それぞれの事業をもって、議員の言われる支援になっているものというふうに考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長  
山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

土木環境課からは排水機ポンプ場の再質問についてお答えさせていただきます。

ご質問にありました、どのような業者でも取り扱えるものにしてはどうかというようなご提案もいただいています。設備の不具合の際には、どこの業者でも復旧とか改修ができることが望ましいとは思いますが、ポンプにはそれぞれ独自性があります。規模の大きな設備になりますと、早期の復旧につきましては、施工業者に頼らざるを得ないと考えております。

それと入札のご提案がありましたが、仮に入札を考えた場合には、交換が必要な部品の調査から始まりまして、交換部品の設計、作製、解体や部品の取り付け、適正に運転できるかなどの検査が必要になり、それぞれに発注した場合には、期間とか費用に見通しが立たないような状態になってしまいます。

また、村には、技術の専門の職員がおられませんので、それぞれに監理することができず、一括発注に頼らざるを得ないような状況で、これは他市町村には随意契約の実績もございます。随意契約の発注方法につきましては、補助事業でもあり、県にも相談しまして、ご理解はいただいております。議員の皆さまにもご理解のほどよろしく願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

仙頭議員からはコロナ対策、排水ポンプ場、入札、報告について、大変たくさんのご質問をいただいております。まず、地域振興券事業について再質問をいただきました。内容としては、おおむね担当課長がお答えしたとおりでございますが、私のほうからも答弁をさせていただきます。

今年で3回目となります、この事業ですが、議員からは、もっと困っている人々への継続的な支援となるような使い道がなかったのかというようなご趣旨のご質問と理解をしましたが、これまで当村においては、令和2年以降コロナ交付金を活用して、さまざまな事業、支援を行ってまいりました。その中で、コロナ禍で影響を受けた方々への生活支援ということで始めた事業が、この事業であります。当初は、どこにどのような影響が、どれほどの期間出るのかも全く分からない不透明な手探りの状況の中で、村民の皆さま全員へ、いち早く支援をという思いで事業に取り組んだことを記憶しております。

議員の言われるように、困っている方へ、また村内の事業者等への経済的な支援という形でありますので、根底のところでは同じ思いというふうに理解をさせていただきます。また、今回令和4年度の本事業については、4月に入ってから、国からの追加交付が決定された中で、コロナ禍における「原油価格・物価高騰などに直面する生活者や事業者の支援を主たる目的」とする事業であって、交付金による「支援の効果が当該生活者等に直接及ぶ」事業であること、そうしたことが対象でありますよというような通知がございました。

そうしたある意味の制約がある中で、他の市町村でも検討されておりました、その地域内で使える商品券が趣旨に合致するのではないかと、ということで本年度も行うことといたしました。

交付金の使い道については、議員から他の自治体の取り組み事例のご紹介もいただきましたが、それぞれの市町村が、それぞれの地域の状況に応じて工夫し、さまざまな事業を実施しておりますので、今後とも議会の皆さま方にもアイデアをいただくなどご協力いただければと思っております。

それから次に、議会への報告に関する再質問にもお答えをいたします。議員ご承知のように、議会への報告につきましては、地方自治法第180条の規定によりまして専決処分した場合は議会へ報告しなければならないと定められております。8月の臨時会での報告案件につきましては、課長も言いましたけれども、定例議会の議案精査の機会のように、議員の皆さまに事前に説明できる十分な時間が取れなかったことは、説明の場を別途確保するなどの善後策について、もっと事前に協議できたのではないかと考えられますので、誠に申しわけなく思っております。

議員のご質問にありましたように、事前にその内容を説明して、内容を十分に理解していただきたい案件も当然ございますので、報告事項の内容によりましては、事前説明の機会を設けてさせていただくことは、適正な議会運営にもつながるものと考えております。

ご質問には、村長は現状の状態を進めていくのかという内容もございましたが、議会の運営方法につきまして、議会の中でも主体的にご協議いただきまして、執行部のほうに日程、運営方法などのご提案をいただいた上で、双方がよりよい方向に改善をしていくということについては、全く異論は持っておりません。

それから、議会の説明についてですが、私がお聞きしているところでは、以前は村長、副村長、総務課長が、例えば議会運営委員会などに出席していた経過があるようでございますが、議会側から総務課長の出席でよいのではないという話があって、現在の形になっていると伺っております。私が承知している限りですが、他の市町村でも同様の方法を取っているようでございますので、現状の運営で特に問題はないとは考えておりますが、重要事項などにつきましては、その都度、必要に応じて自らが説明をさせていただく機会も設けることも検討したいと考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長  
7番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

7番西笛千代子です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

芸西村子育て世代包括支援センターC o C o R oが、3月3日に開所してから半年間が過ぎました。毎日、目にするニュースでも、子どもに関することがない日はありません。子育て世代の村民の方の中にも、悩みを抱えている方がいるのではないかと危惧しております。

当センターのこれまでの利用状況についてお伺いします。妊娠、出産、産後、子育てに関する相談や情報の提供をしているセンターですが、これまでの相談等の利用状況はどうなっているのでしょうか。

子育てについて、保・幼・小・中・高校の本人、もしくは保護者の相談について、いろいろな問題で学校に行きづらくなっているというような相談もあるのではないかとおもわれますが。

また、最近、新聞で頻りに目にするのが、保育園、幼稚園、認定こども園に通わずことなく育児をしている保護者の方が悩みを抱えている未就園児の保護者の問題ですが、それについても当村の現状をお聞きしたいと思います。

以上、芸西村子育て世代包括支援センターの現状についてお伺いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長  
都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

西笛議員のご質問に健康福祉課からお答えしたいと思います。本年3月3日に開所しました芸西村子育て世代包括支援センターC o C o R oの利用状況についてご説明させていただきます。初めにお断りさせていただきますが、相談内容や件数などについては、個人が特定される恐れがありますので差し控えさせていただきます。

まず、妊娠・出産・産後といういわゆる周産期においては、母子手帳交付の際に必ず保健師が面談を行い、妊娠後期には育児用品を詰めたベビーギフトボックスを持って訪問をしております。産後には、新生児はもちろん、その後も訪問あるいはC o C o R oへの来所で、体重計測や育児相談を受け付けております。

保・幼・小・中・高校世代の子育て世代についての状況ですが、当村ではセンターの対象児童を一般的な15歳までとはせず、18歳に広げております。利用の割合としては、年齢が低い乳幼児が多い傾向ではありますが、就学後の相談も高校生世代まで幅広く受け付けております。相談の多くは児童本人からではなく、保護者からの相談対応となっておりますが、児童本人からの相談機関でもあるということも、もっと周知していきたいと考えております。

子育てに関するどのような悩み事でも、家庭内で抱え込まずに、一度は相談してみようという気持ちになっていただけるような環境づくりに、今後とも努めていきたいと考えております。

また、当センターで把握している村内の未就園児の状況につきましては、当村では、3歳児以上は未就園児はおりません。2歳児については約9%が、1歳児については約6%が未就園ですが、いずれも家庭での保育が可能ということで、待機児童はいないという現状です。生後3カ月以降の0歳児については、育児休暇の期間と重なることから、約7割は未就園となっております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

7番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

ありがとうございました。当村の現状について詳しくご説明いただき誠にありがとうございました。

芸西村は小さい村ですので、本当に、妊娠から子育て世代まで把握しやすいとは思いますが、まだまだ、いろいろな、この先課題ができてくるかと思っておりますので、これからも引き続きお願いしたいと思います。

来年度、4月には政府のこども家庭庁が設置されます。先日、各家庭にも配布された高知県県政だよりの中に、第4期「日本一の健康長寿県構想」の柱Ⅲに、子どもたちを守り育てる環境づくりがあり、安心して結婚、妊娠、出産、子育てをできるような社会になっていると回答する人の割合を、令和元年では28.1%だったのを令和5年には45%まで上げる数値目標が掲げられております。「妊娠期からリスクに応じて切れ目なく支援をつなぐ体制の強化」「子育て支援サービスの充実による子育てしやすい地域づくり」「児童虐待防止対策の推進」「ひとり親家庭への支援の充実」「発達障害児を社会全体で見守り育てる地域づくり」が掲げられていますが、まさしく芸西村子育て世代包括支援センターは、この県の施策の一翼を担う村の大事な拠点となるように思われます。現在のセンターにおける課題や改善したい事柄があればお聞かせください。

また、これは溝渕村長にお願いですが、この件を調べている過程で見えてきたことがあります。それは、思春期のお子さん対象の心療内科で、個人病院では今の患者さんだけで手一杯の状況で、新規の患者さんを受け入れることができない状態であったり、県立医療センターと高知大学病院にもありますが、どちらも新規の予約はひと月待ちという状態です。医師を増やすのは大変難しいことだとは思いますが、県のほうにも改善できるように働きかけていただけないでしょうか。よろしく願いいたします。再質問は以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

西笛議員からの再質問に担当課のほうからお答えさせていただきます。

来年4月のこども家庭庁の関係で、現状の村の課題等ということだと思っておりますが、こども家庭庁の設置に

伴う村の課題や改善点につきましては、まだ、国のほうから詳細が示されていない部分もあって、現時点で明確にお答えできかねますが、児童福祉法の改正により、市町村において児童福祉の子ども家庭総合支援拠点と母子保健の子育て世代包括支援センターの意義や機能は維持した上で、組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ、一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置に努めることというふうにされております。令和6年4月の施行に向け準備を進めるよう通知が現在来ております。これに合わせて、村のほうでも、いろいろな新規事業も検討しておりますが、詳細については、今後示されるようですので、県下の状況なども情報収集しながら、進めていきたいというふうに考えております。

また、議員からは、県内の子どもさんとかの、医療センターでいうところのサポートセンターなどの新規の受け付けについてご意見というか、ご要望をいただいておりますが、県の障害保健支援課のほうに照会をさせていただきましたところ、精神科に限らず、専門医を増やすことは現状では困難であると。ただ、そういった専門機関を、子どもさんのそういう医療機関にかかわらず、新規で受診しようとする1カ月ぐらいは、やっぱりかかるというふうに聞いており、県としては、できることはかかりつけ医の皆さんに研修等を行って、病状によっては、専門医へつないでいくということになるというような回答でありました。私の方からは以上になります。

○ 岡村 俊彰 議長  
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

西笛議員からは、芸西村子育て世代包括支援センターC o C o R oについてご質問をいただきました。内容的には担当課長が答弁したとおりでございますが、村の子育て支援に関するまとめについて、及びこども家庭庁についてのご質問もあっておりますので、私の方からも若干ご答弁をさせていただきます。

まず、後先になりますが、議員のほうからお願いがございまして、思春期外来の医師の配置等についてのご要望がございましたので、なかなか医師の配置につきましては、従来から地域、それぞれ郡部にいくに従いまして、そのような要望が強いところもありまして、大変配置につきましては、難しいハードルがあるかとは思いますが、県の担当部局、そして副知事、知事当然含めまして、さまざまな機会を通じまして、現状を訴えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、子育て支援に関してですが、本村では県下でも早くから子ども医療費の無料化などに取り組んでまいりました。保育所や幼稚園での、土曜の保育とか、早朝から夕方までの保育時間の延長、給食費の無償化などにも取り組んでまいりました。

特に子育て世代には、安心して子育てができ、子ども自身が生きる力を身につけていけるよう、産前からの切れ目のない支援や相談体制、必要に応じた子育て支援の充実、医療・福祉・教育等関連機関との連携強化に取り組んでおります。

その取り組みの身近な窓口として、議員ご指摘のそのC o C o R oも3月に開設したところであります。当センターが開設されたことで、これまで行ってきた取り組みが何か大きく変わるということではありませんが、身近な相談窓口が設置されたことで、相談しやすい環境づくりという点では、確実にまた一歩前進できたのではないかと考えております。

また、令和5年4月にはこども家庭庁が新設され、国においては、厚生労働省から子ども家庭局が所管するほぼ全ての施策と、障害保健福祉部局が所管する障害児支援施策、内閣子ども・子育て本部の関連施策、文部科学省の災害救済給付事務などが、こども家庭庁に移管されるということで、5年度の予算が取りまとめられたお伺いをしております。

こども家庭庁では、「年齢や制度の壁を克服した切れ目のない包括的支援」を実現するために、さまざまな事業メニューがあるとお聞きしておりますが、詳細はこれからのようですので、本村においても引き続き情報収集などを行いながら、新たな事業についても、今後検討していきたいと考えております。

今後におきましても、妊産婦や子育て世代にやさしい村であり続けられるよう、引き続き教育委員会とも連携しながら支援を続けてまいりますので、議会の皆さん方からもお力添えを賜りますようお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○ 岡村 俊彰 議長  
3 番坂本史君。

○ 坂本 史 議員

3 番坂本です。通告に従いまして、一般質問をいたします。  
芸西村として、日頃から村民の健康意識の向上や医療費の適正化に取り組む中で、まず、村長の行政報告にもございましたが。

○ 岡村 俊彰 議長

坂本さん、ちょっと、この放送が終わるまで。

[11 時 30 分チャイムのため一時中断]

○ 坂本 史 議員

では、続けます。

まず、村長の行政報告にもございましたが、国民健康保険料において、現在は市町村ごとに違っている保険料に対して、令和 12 年度の保険料水準の統一を目指すとして、令和 3 年度試算基準による試算結果が報道等に掲載をされておりました。これは、市町村ごとの保険料負担の格差解消を図る「被保険者間の公平性の確保」と、財政運営の不安定化を招く要因を県全体で分散することで、「国保の持続可能性の確保」を目的とし、「県内のどの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料」となることを基本方針とするとしております。今回、県が公表した国保の統一保険料の試算をみてみますと、保険料が大幅にアップする保険者もあるかと思えます。当村も含めて保険料が上がるという試算が出ております。どのような経緯で上がるのか、分かる範囲でお伺いをいたします。

なお、県内国保の保険料水準の統一に向けた知事・市町村長会議が、令和 4 年 8 月 22 日に開催をされております。保険料水準の統一に向けての今後の流れなど分かっている範囲でお示をいただけたらと思えます。

次に、医療費についてです。医療水準の高度化や、高額薬剤の出現により医療費を下げることは難しいと思えます。さらに、国保加入者が年々減少傾向にあることから、1 人当たりの医療費が高くなる傾向にもあるかと思えますが、当村における 1 人当たりの医療費について過去何年間かを比べて伸びているのか、また下がっているのかの推移をお伺いをいたします。また、その推移についての分析や取り組みについてもお伺いをいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

坂本議員の質問にお答えしたいと思います。今回、国保の統一保険料についてご質問をいただいているところで、当村は国民健康保険税となっておりますが、県の表現に合わせて今回の答弁では、保険料で統一させていただきますのでご了承ください。

新聞報道にありました、8 月 22 日に開催された「県内国保の保険料統一に向けた知事・市町村長会議」で示されたように、令和 2 年度の芸西村の 1 人当たりの保険料については、県下で最も高い水準となっております。今後、保険料が統一された場合には、県下のほとんどの市町村で増額となり、その中でも当村は、最も高い保険料水準というふうには試算されておりました。

この要因をご説明するには、県の納付金算定方法についての理解が必要ですので、簡単に説明させていただきます。現状の国保納付金の算定は、県下の医療費の総額から、国・県等の公費を差し引いた額を基準とし、県下の被保険者の所得金額に占める芸西村の被保険者の所得金額の割合と被保険者数や世帯数の割合を基にし、医療費の高い低いによる加算率を掛けて、算定されております。

これにより、当村の特徴として、被保険者の所得水準が県下でも特に高く、医療費水準も現在は下がってきているとはいえ、数年前までは 1 人当たりの医療費が県下で 10 番目位以内に入っていた経過もあり、納付金が高くなっている状況にあります。

これが、保険料水準の統一化ということになると、先ほどの計算式から、医療費水準の加算を除いて計算

され、また一般会計からの赤字補填のための法定外繰入などもなくなりますので、医療費が低いと、保険料が減額されている他の市町村においても、保険料が引き上げられるということになっております。

当村においては、一般会計からの繰り入れがなくなることも一つの要因として、保険料が上がるという推計にはなっております。

もう1点、1人当たりの医療についてのご質問ですが、当村の直近10年間の1人当たりの医療費については、平成23年度が約34万6000円と県下で8番目に高くなっており、その後も増加傾向にあり、平成28年度には約39万9000円で、県下で7番目となりました。その年をピークに、減少傾向に転じ、直近の令和2年度では35万1000円、県下で27番目と、県平均の37万8000円を下回っております。県下の平均が年々増加にある中で、当村は10年前とほぼ同水準の医療費という結果にはなっております。ただし、令和3年度については、確定ではありませんが、令和2年度からは増加する見込みです。

この医療費がここ数年下がっている要因としては、医療費の高い疾病、例えば脳血管疾患や心臓病などが減ったことだと考えられますが、これに加え、重点課題として取り組んでいる高血圧予防などの血管病対策、慢性腎臓病や糖尿病予防の保健指導、生活習慣病予防教室の開催、健診結果説明会などを関係機関と連携して実施しています。

また、子どもの頃からの健康づくり対策として、小学校4年生と中学校2年生を対象とした小児生活習慣病予防健診などを、地道に行ってきた結果が表れてきているのではないかと考えております。

今後においても、コロナ禍による受診控えの影響など新たな課題や一時的な医療費の増加はあるかもしれませんが、その影響が長期化しないよう引き続き、村民の皆さまへの健康意識の啓発や疾病予防対策を行っていききたいというふう考えております。私の方からは以上になります。

○ 岡村 俊彰 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

坂本議員からは、1人当たりの医療費の推移についてご質問いただいております。事務的なことにつきましては先ほど課長が説明したとおりでありまして、芸西村の現状につきまして、なぜ国保の保険料が高いのかということは、一定にはご理解いただけたかなと思います。

国保につきましては、会計が特別会計という定めになっておりまして、いわゆるいろんな福祉施策を行う、土木を行うような一般会計と別に、特別会計として分けられております。特別会計というのは、そのテーマで、その収支を完結させる必要があるということから、一般会計とは切り離して特別会計にされているという経過がございます。

そして、先ほど担当課長が申し上げましたが、一般会計側からこの国保特別会計へ法定外の繰り入れ、つまり定められたルール以上に繰り入れを行うことで、芸西村の国保の保険料は、抑制をされてきたと、抑制をされている現状にあるということが言えると思います。

この法定外繰入につきましては、国保以外のほかの保険制度に加入している方からの税収も含まれます。一般会計側の財源を使いまして、国保会計の赤字を埋めるために行っている支出でありまして、こうした赤字補填の方法は好ましくないとして、かねて県などからは是正を求められているものであります。仮に、一般会計側からのこうした支出をやめてしまいますと、その分が国保会計の赤字となりますので、その額を国保の被保険者から頂くことになり、当然現在の保険料は大きく増額をいたします。

今回の統一化の議論では、こうした不適切な赤字補填をなくすことが本来の姿であるというふうにされておりますけれども、まずは、法定外繰入をなくしていく前に、さらなる医療費の抑制策などできる対策を取りながら、少しでも赤字額そのものを小さくしていくというのが、当面の課題ではないかというように思っております。

現在、こうした法定外繰入という赤字解消策を取っておりますのは、県下で本村も含めまして8団体あると承知しておりますけれども、令和12年度の保険料水準の統一化に向けまして、国保会計の赤字を解消することと同時に、今申し上げました一般会計からの法定外繰入や、繰り上げ需要などの赤字解消策をなくすことが議論の前提となっておりますので、今後も、引き続き国保財政の赤字削減・解消計画に基づき、国保運営の適正化に努めてまいりたいと考えております。

それから、合意形成の話は、私、想定では、もしかして議員が分けて聞かれるのではないかなと思いましたが、先ほど1問目の中でもう触れられましたので、この場でもう合わせてご答弁をさせていただきます。

先日の新聞報道について説明させていただきます。国民健康保険制度は、他の健康保険と比較しますと、被保険者の年齢構成が高い、そして医療費水準が高い、所得水準が低い、保険料負担率が高い等の構造的な問題を抱えております。特に、全国に先駆けて少子高齢化が進む高知県では、全国と比較して、医療費、特に入院費が高い一方、所得が低く、運営が大変難しい状況でございます。

こういう状況は、今後ますます進んでいくと想定されますので、そうなりますと現在の市町村ごとの国保の収支をとっていくことが、ますます困難になることが容易に見通されます。このため、令和2年に策定されました「第2期高知県国民健康保険事業運営方針」では、「県内国保の持続可能性」と「被保険者間の公平性」を確保することを目的として、「将来的に県内国保の保険料水準を統一することを目指した議論を行っていくこと」という方針が掲げられました。つまり、市町村の国保、それぞれが持っている小さな財布を県単位で大きな一つの財布にして、高知県国保全体の収支の均衡を図っていかうとするものでございます。

この方針を踏まえまして、8月22日に全ての市町村長が集い、「将来的な保険料水準の統一」という大きな方向性には異論がないことを確認をし、県内のどの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料とするということと、また令和6年度から国保事業納付金の配分に医療費水準を反映させないこととし、6年間の経過措置を設けた上で、令和12年度に保険料水準を統一することを確認いたしました。

まだ、スタートしたばかりですので、市町村の中ですぐに具体的な政策として反映できるものは決まっておきませんので、ご説明できることは少ない状況でございます。当面は、県がリーダーシップをとって県内各地の医療費の状況等を整備分析をし、県内市町村が統一して取り組めるような標準的な医療費抑制策などを策定し、各市町村がそれに沿って努力をしながら赤字額を確実に圧縮していくことになると考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

暫時、休憩します。

[休憩 11:44]

○ 岡村 俊彰 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

[再開 11:45]

2番堀川友久君。

○ 堀川 友久 議員

2番の堀川です。通告書に従いまして、一般質問します。今後のポンプ場の運用方法について。芸西村には3カ所のポンプ場がありますが、和食排水機場が、7月5日の大雨で周辺のハウスが水没しましたが、これには、ポンプ場の第3号機のポンプの故障が原因の一つでもあると聞きましたが、ポンプの故障の原因をお伺いします。

また、第3号機は、試運転をするためには水位がかなりないと試運転できないと聞きました。吸水口を下げるなど、吸水管の可動式などの工夫を行政と業者との間で話していただけないでしょうか。

今回は、ハウス内に作物がなかったため、多額の被害もなかったが、この先このようなことがないようにするため行政はどのように考えているのかお伺いします。

今後、ポンプの故障で被害があった場合、ポンプ場周辺の農家の方々に対する責任問題などどのように考えているかお聞かせください。

以上のことについてお伺いします。

○ 岡村 俊彰 議長

山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

堀川議員の質問に土木環境課からお答えさせていただきます。7月5日の大雨の日の和食ポンプの故障の説明についてでございます。

和食排水機場には3台の排水ポンプが整備されており、7月5日の大雨では、ナンバー1、ナンバー2ポンプは運転しましたが、ナンバー3ポンプが始動時に電圧が下がる現象で運転ができませんでした。その後、ポンプメーカー等による現地調査を行い、ポンプ並びに電気数値に異常はないが、ポンプ運転ができない状態を確認し、より専門的な調査が必要な状態であることが確認されました。

その後の技術専門員の調査により、ポンプの起動前に段階的に切り替わるタイマーの信号時間を0.4秒から1秒にすることで、ポンプ始動時に必要な電圧が維持できることから、信号時間を変更し、7月28日にはポンプの試運転を確認しております。

今後のポンプ場、ポンプの維持管理についてでございます。現在、メンテナンス業者に発電機などの各設備の動作確認等を行っております。電気関係でも電気保安協会による定期点検を行っております。メンテナンスで発見される不良な箇所については、早期の復旧に努めております。今後も不具合が生じた場合には、メンテナンス業者やポンプメーカーなどと連携し、適正なポンプ運転ができるように努めてまいります。

ご提案のありましたポンプの試運転については、一定、水位を上げる必要がありますので、どのような方法で試運転ができるのかをポンプメーカーやメンテナンス業者と協議をしております。

ポンプを可動式にすることで、ポンプ運転ができるのではないかとということにつきましては、ポンプの構造上、可能であるものか、吸管を下げることでポンプの試運転が可能になるものかのお答えにつきましては、専門性を要しますのでポンプメーカーと協議をしております。

今後、ポンプでの災害があった場合の責任の有無についてでございます。ポンプでの災害があった場合の責任については、ポンプメーカーやメンテナンス業者が、ポンプ運転を保証するようになっておりませんので、あらかじめ責任の有無についてお答えすることは控えさせていただきます。例えば法的な手続きで、村に過失があって損害に対する責任があるとされた場合は、村の過失の範囲において責任を負うことになると思います。

ポンプでの災害が発生しないように設備の不良な箇所については、早期の復旧に努めてまいります。また、不具合が生じた場合には、メンテナンス業者やポンプメーカーなどと連携し、適正なポンプ運転ができるように努めてまいります。

○ 岡村 俊彰 議長

2番堀川友久君。

○ 堀川 友久 議員

2番の堀川です。再質問します。

お答えいただきましたが、責任問題に関しまして、臨時議会の時の議案第46号の随意契約の理由の文章を見た時、責任は業者にあるように捉えたのですが、どのように考えているか再度お伺いします。

○ 岡村 俊彰 議長

山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

堀川議員の再質問にお答えします。随意契約の理由にあります「本工事を他社が施工した場合には、故障時における責任が不明確になる恐れがある。」ということで、この「責任」の言葉につきましては、仮に他社が本工事を施工して、独自の技術・手法で製造されたポンプに不具合が生じた場合、ポンプメーカーの対応ができなくなり、復旧や修繕が見込めなくなる恐れがあります。ポンプでの災害があった場合に損害の責任を負うことを随契の理由としているものではなく、今回の工事でポンプに不具合があった場合の復旧や修繕に対する責任になります。

○ 岡村 俊彰 議長

2番堀川友久君。

○ 堀川 友久 議員

2番の堀川友久です。再々質問します。早期に吸水口を下げる、可動式にするなどをして、試運転ができるように対策を行ってください。また、和食排水機場だけではなく、全てのポンプ場に関しても維持管理のほうをお願いします。

○ 岡村 俊彰 議長

山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

堀川議員の再々質問にお答えをします。

ポンプの試運転や可動式のご提案につきましては、専門性を要しますので、ポンプメーカーとメンテナンス業者と協議は進めてまいります。

○ 岡村 俊彰 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

堀川議員からは、今後のポンプ場の運用方法について再々質問をいただきました。ポンプの不具合の内容的なものや、ポンプメーカーやメンテナンス業者との連携、また他社が絡んだ場合の責任の所在などにつきましては、先ほど担当課長がお答えをしたとおりでございますが、1点、今後ポンプでの災害があった場合の責任の有無につきまして、私のほうからも若干触れさせていただきたいと思っております。

ご質問の趣旨を前提に考えた場合に、ポンプに限ったことではありませんが、行政が行った行為の中に瑕疵、つまり何かしらの不具合があって、そのことによって被害を被ったと主張される相手方が存在をする場合がございます。このような場合は、行政側のほうからは望むものではありませんけれども、しばしば損害の補償とか賠償という形で、行政側を相手取った訴訟が提起されることもあると承知をしております。

そこで、堀川議員の今回のご質問の趣旨は、ポンプでの災害があった場合ということですが、課長が答弁をいたしました。例えば裁判などにおきまして、結果として、村に過失があり損害に対する責任があるとの判断が下された場合は、当然村が負う分の負担を、責任を負うこととなりますけれども、本日この場であらかじめ責任の有無についてお答えをすることはできませんので、答弁を控えさせていただきます。

また、今後もポンプメーカーやメンテナンス業者、そして県の安芸土木事務所や安芸農業振興センターなどと連携を取りながら、施設の適切な管理に努めてまいります。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会といたします。

[11:56 散会]